

犬の登録、狂犬病予防注射は飼い主の義務です。

～人と犬の命を守るために～

狂犬病発生地域で狂犬病に感染した犬に咬まれ、帰国後発症した事例(輸入感染例)が厚生労働省により発表されています。

狂犬病は致死的な病であり、我が国においては、昭和25年、当時流行していた狂犬病を制圧するため狂犬病予防法が制定され、そのおかげで、昭和32年以降、狂犬病の発生は認められていません。

しかし、世界各地ではいまだに狂犬病が猛威をふるっており、毎年約55,000人が死亡しています。そのため、我が国では、狂犬病に感染した犬等が海外から侵入してくることが危惧されており、犬等における感染事例がいつ発生してもおかしくない状況であるといわれています。

この病気は、感染から発症まで1～3ヶ月の潜伏期間があり、この間にワクチンを適切に接種すれば死亡することはありませんが、一旦発症すると100%死亡します。

狂犬病は犬以外にも感染しますが、世界(特にアジア)の発生状況から見ると、犬が人への感染源となるケースが圧倒的に多くを占めています。

狂犬病が日本に侵入しても、70～80%以上の犬が予防接種を受けていれば、国内における狂犬病の再流行は未然に防げるといわれていますが、現在のところ十分とはいえないのが現状です。犬の登録と狂犬病予防注射を受けることは大変重要なことです。

登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年1回必ず受けてください。

登録は生涯に1回、予防注射は毎年1回必ず受けなければならないことが狂犬病予防法で定められています。

必ず登録と狂犬病予防注射を受けてください。

鑑札交付手数料、狂犬病予防注射料金、注射済票交付手数料が必要です。

生後91日以上の子犬は小型犬から大型犬まですべて登録が必要です。

鑑札・注射済票を必ず犬につけておいてください。

登録をして予防注射を受け、鑑札と注射済票を犬につけておくことも狂犬病予防法で定められています。

また、鑑札、注射済票は名札代わりになっています。迷子になっても鑑札番号・注射済票番号から、飼い主を探すことが可能です。愛する犬のためにも、鑑札・注射済票は必ず犬につけておいてください。

世界における狂犬病の発生状況（平成15年5月現在）

